

確認申請を要する建築設備・工作物等(基本的に工作物は全て対象)	
分類	確認申請を必要とするもの
建築設備	エレベーター・エスカレーター
	特定行政庁が指定するもの (し尿浄化槽を除く)
工作物 (土地に固定するもの)	煙突 高さ > 6m
	RCの柱・鉄柱・木柱 高さ > 15m
	広告塔・記念塔・広告板・装飾塔 高さ > 4m
	高架水槽・サイロ・物見塔等 高さ > 8m
	擁壁 高さ > 2m
工作物 (動くもの)	観光用エレベーター・エスカレーター (一般交通用は除く)
	高架の遊戯施設 (ウォーターシュート・コースターの類)
	原動機を使用する回転遊戯施設 (メリーゴーランド・観覧車・オクトパス・飛行塔類)
工作物 (特殊施設)	コンクリートプラント・クラッシャープラント・アスファルトプラント
	自動車車庫
	飼料・肥料・セメント等を貯蔵するサイロ
	ウォーターシュート・コースター・メリーゴーランド
	汚物処理場・ごみ焼却場・その他の処理施設